

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染警戒期」

1月8日（土）～

- 県内は感染力が強いオミクロン株が主流の第6波に突入
- 昨年のデルタ株をも上回るスピード・規模で拡大する可能性
- これまで経験したことのない急激な感染の波に備えた対処が必要

県内は市中感染している前提で より一層の感染回避行動の徹底を

「感染警戒期」の新たな要請内容等①

①県民への協力依頼

➤ 会食注意(変更)

○ 大人数、長時間を避けて(全県ルール)

(1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし)

松山市、今治市、宇和島市にお住まいの方やお勤めの方は、

◇ 認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」

※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇ 認証店は、「全県ルール」を適用

○ 年明け以降、県外往来や、来県者と接触のある方は、
参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

○ 発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状
(下痢)など 風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

○ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用(特に換気の確認)

「感染警戒期」の新たな要請内容等②

会食のルール(認証店と認証店以外取り扱い)

対象区域	認証店	認証店以外
県全体	大人数、長時間を避けて (1テーブル4人まで、移動×)	
松山市 今治市 宇和島市	大人数、長時間を 避けて (1テーブル 4人まで、 移動×)	4人以下 概ね2時間以内

「感染警戒期」の新たな要請内容等③

②事業者への協力依頼

➤ 感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施(新規)

《県の対応(参考)》

- 今後の感染拡大を見据え、テレワークやオンライン会議、時差出勤を順次拡大
- 特に、職員が普段の生活で感染することもあり得るため、連絡体制や職員欠勤時の業務執行体制を構築
- 時差出勤に合わせて、同一所属内で昼食は時間をずらす
- 昼食時は食べる時間と休む時間を明確に区分
(食事の際は黙食を徹底し、食事中以外は必ずマスクを着用)
- ウレタンマスクではなく、不織布相当のマスクを使用
- 会食は、県民への要請事項に加え、管理職の同時出席は行わない

「感染警戒期」の新たな要請内容等④

《早期の受診のお願い》

- 感染の広がりを阻止するためにも、症状が出たら早期に人との接触を控え、医療機関を受診
- 発熱のほか、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢等）など、風邪のような軽い症状であっても自己判断せず、医療機関の受診を促す

【医療現場から示された懸念】

- ・鼻水やのどの痛みなどの症状の場合に、風邪ではないかと自己判断して事前に医療機関に連絡せずに直接来院するケース
- ・医療機関で検査を受ける前に会社への報告・了解が必要なため、発症から検査まで時間を要するケース

「感染警戒期」の新たな要請内容等⑤

③福祉施設の面会

- 施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施(継続)
- 特に高齢者施設においては、陰性証明を確認するなど
感染対策を徹底(新規)

④学校活動(県立学校)

- 児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる
- 県外交流は、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選
※感染拡大地域との往来は特に注意
- 練習試合や合同練習は、県内校に限定

「感染警戒期」の新たな要請内容等⑥

⑤ 感染爆発を想定した対応（順次切り替え）

➤ 保健所の疫学調査の重点化（新規）

- ・今後、管内の感染拡大状況に応じて、保健所ごとに必要な時期に切り替え

【県民の命を守る業務に重点化】

- ①陽性確認の際に最初のコンタクトを迅速に取り、症状などを聞き取って入院の必要性を判断する業務
- ②自宅療養者への直接の健康観察、健康観察業務の委託に関する医師会との調整、必要な場合の外来診療の調整に関する業務

➤ プレスリリース内容の見直し（新規）

- ・事例ごとの詳細な進捗状況の公表の取り止め
- ・無料検査所における検査件数の追加公表（週1回） 等

「感染警戒期」の要請内容等①

項目	1月8日～1月10日	1月11日～
対策期間	1/8（土）～1/10（月）	<u>1/11（火）～</u>
期間名称	「感染警戒期」	「感染警戒期」
県外往来	（法要請） ・まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛 ・感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断 ・その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し、現地の注意事項を遵守 ※不安のある方は、往来の前後に積極的に検査を	継続
年明け3連休の県内行動	（法要請） ・県外から来県する人との飲み会（同窓会・新年会等）は開催延期 ・その他の飲み会も慎重な判断を ・年末年始に、県外往来や、来県者と接触のあった方は行動に注意	<u>要請期間終了</u>

「感染警戒期」の要請内容等②

項目	1月8日～1月10日	1月11日～
県内行動	(協力依頼) ・会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて） ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意	(協力依頼) ・会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて） ※松山市、今治市、宇和島市にお住まいの方やお勤めの方は、 ・認証店以外は、4人以下で、概ね2時間以内 ・認証店は、大人数、長時間を避けて ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意
事業活動	(法要請) ・業種別ガイドラインの遵守 (協力依頼) ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策	(法要請) ・業種別ガイドラインの遵守 (協力依頼) ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策⁹

「感染警戒期」の要請内容等③

項目	1月8日～1月10日	1月11日～
飲食店	(協力依頼) 《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 - 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等	継続
福祉施設の面会制限	・面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施	・施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施 ・<u>特に高齢者施設においては、陰性証明を確認するなど感染対策を徹底</u>
イベント等開催制限	(法要請) 《県下全域》 ・業種別ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50% ※感染防止策チェックリストを作成・公表	継続
検査	(法要請) 《県下全域》 ・検査の受検 - 感染に不安を感じる無症状の方	継続

「感染警戒期」の要請内容等④

項目	1月8日～1月10日	1月11日～
学校活動の制限等	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流は県内外とも注意して実施 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施 ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 □<u>児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる</u> ・<u>校外交流は、</u> □県内は、注意して実施 □<u>県外は、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選</u> ※<u>感染拡大地域との往来は特に注意</u> 《部活動》 ・<u>練習試合や合同練習は県内校に限定</u> ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加
学生の注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意	継続
県主催イベント	・県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底の上、開催	・県主催の主催イベントは感染防止対策を<u>一層の徹底</u> ※<u>イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断</u>

「感染警戒期」の要請内容等⑤

項目	1月8日～1月10日	1月11日～
県管理施設	・ 集客施設は感染防止対策を徹底して開館 ・ 施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可	・ 集客施設は、感染防止対策<u>（入場制限等）</u>を徹底 ・ 施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ※<u>今後の感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断</u>
その他	・ 県内宿泊旅行代金割引の新規予約の一部停止	継続
<u>感染爆発を想定した対応</u>		・ <u>保健所の疫学調査の重点化</u> ・ <u>プレスリリース内容の見直し</u>

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項)

○県外往来【継続】

- まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛
- 感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断
- その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し、
現地の注意事項を遵守

※不安のある方は、往来の前後に積極的に検査を

- ・ 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・ 県外へのお出張は、ウェブの活用などで代替
- ・ 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、
会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

○年明けの3連休の県内行動【変更】

(特措法第24条第9項)

- 県外から来県する人との飲み会（同窓会・新年会等）は開催延期
- その他の飲み会も慎重な判断を
- 年末年始に、県外往来や、来県者と接触のあった方は行動に注意
⇒ 要請期間終了

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】

- ①大人数、長時間を避けて （全県ルール）
（1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし）
 - ※松山市、今治市、宇和島市にお住まいの方やお勤めの方は、
 - ◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」
※ワクチン2回接種者も含めて対象
 - ◇認証店は、「全県ルール」を適用
- ②感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）
特に年明け以降、県外往来や、来県者と接触のある方は、参加は極力控えて
※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加
- ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢）など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない
- ④認証店など、感染防止対策が徹底されている店を利用
※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、特に換気がしっかりとされているか確認
- ⑤大声を出さない、羽目を外さない ※自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ⑥参加者全員の連絡先を一元的に把握

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない【継続】

○会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握【継続】

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

インフルエンザ流行期と重なることから、
一層の徹底を！

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底〔マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効〕

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- | | |
|------------|----------------|
| ①飲酒を伴う懇親会等 | ②大人数や長時間におよぶ飲食 |
| ③マスクなしでの会話 | ④狭い空間での共同生活 |
| ⑤居場所の切り替わり | |

○特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

- 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検【継続】

(特措法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの遵守【継続】

(特措法第24条第9項)

○感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施【新規】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて)【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛

※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

【継続】

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【福祉施設】

○施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【継続】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）
- **特に高齢者施設においては、陰性証明を確認するなど感染対策を徹底【新規】**

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】（特措法第24条第9項）

○業種別ガイドラインの遵守【継続】

○イベント等の開催制限【継続】

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表）するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生 （クラスター発生、感染防止策の不徹底等）し た場合は、直ちに提出する）

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

○教育活動全般【変更】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
 - 児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる
- ・校外交流は、
 - 県内は、注意して実施
 - 県外は、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選
※感染拡大地域との往来は特に注意

○部活動【変更】

- ・練習試合や合同練習は県内校に限定
- ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

○学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【継続】

- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設【変更】

- 県管理施設は感染防止対策 **（入場制限等）** を徹底して開館

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

※ **今後の感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断**

○貸館利用【変更】

- 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

※ **今後の感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断**

○県主催の集客イベント関係【変更】

- 感染防止対策を **より一層** 徹底のうえ開催

※ **イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断**

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○ 感染爆発を想定した対応【新規】

➤ 保健所の疫学調査の重点化

- ・今後、管内の感染拡大状況に応じて、保健所ごとに必要な時期に切り替え

【県民の命を守る業務に重点化】

- ①陽性確認の際に最初のコンタクトを迅速に取り、症状などを聞き取って入院の必要性を判断する業務
- ②自宅療養者への直接の健康観察、健康観察業務の委託に関する医師会との調整、必要な場合の外来診療の調整に関する業務

➤ プレスリリース内容の見直し

- ・事例ごとの詳細な進捗状況の公表の取り止め
- ・無料検査所における検査件数の追加公表（週1回） 等